本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。
竹島研究・解説サイト　資料集　https://www.cas.go.jp/ryodo/kenkyu/takeshima/　14
本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

平穏かつ継続的な行政権等の行使

No.1 収録資料

1905年（明治38年）

中央

1904年10月15日 内務省が意見照会
中井の願いを受けて、内務省は外務省、島根県に無人島（竹島）について照会

1905年1月28日 島根県編入を閣議決定
竹島の名称を定め、島根県に編入し、隠岐島司の所管とすることを閣議決定
閣議決定と件名録 No.1 No.2

1905年2月15日 内務大臣が告示を指示
内務大臣が島根県知事に竹島の島根県編入について告示するよう指示 No.3

竹島の島根県編入

島根県・隠岐島庁

1904年11月15日 島根県が意見照会
島根県が隠岐島庁に島の名称、所管について意見照会

1904年11月30日 隠岐島庁が回答
隠岐島庁が所管を了承し島の名称は「竹島」が適当だと島根県に回答

1905年2月22日 島根県が編入を告示 No.5
島根県知事が竹島の島根県編入について県下に告示

1905年5月 官有地台帳に登録 No.6
島根県が竹島を官有地台帳に登録

1905年2月22日 島根県が隠岐島庁に訓令 No.4
島根県知事が隠岐島庁に対し、竹島の島根編入について訓令

①竹島の所轄

1905年4月14日 アシカ漁業を追加 No.9
島根県が漁業取締規則を改正し、竹島でのアシカ漁業を県知事の許可漁業に追加

1905年6月5日 アシカ漁業を許可 No.10 No.13
島根県が中井養三郎ほか3名にアシカ漁業を許可し、鑑札交付

1905年7月26日 アシカ漁業者を取締
隠岐島庁がアシカ漁業者に竹島における廃棄物の投棄について注意、取締 No.17 No.18 No.19

③産業取締、許認可（漁業関連）

官民の関係

1904年9月29日 中井が貸下げを願い出
中井養三郎が無人島であるリヤンコ島の貸下げを政府に願い出る

1905年5月20日 アシカ漁業の許可願
中井が提出した海驢漁業許可願は同年5月20日付け

1905年6月6日 竹島漁猟合資会社設立 No.11 No.12
中井養三郎ら4名が竹島漁猟合資会社を設立。代表者と設立の旨を届出。

動向、出来事

竹島におけるアシカ漁が盛んになり、1904年（明治37年）には過当競争になる

島根県の許可の下、竹島でアシカ漁が行われる

1906年（明治39年）

中央

1905年6月6日 竹島漁猟合資会社登記 No.8
中井養三郎を代表社員とする竹島漁猟合資会社が登記され、官報で公告（6月15日）

②登記

島根県・隠岐島庁

1905年8月19日
島根県知事が竹島を視察

1906年3月27日
島根県が竹島を実地調査

1906年3月1日 税目にアシカ漁業追加 No.21
島根県は、県税賦課規則の営業税の課目中にアシカ漁を加えた

1906年7月2日 官有地使用料を設定 No.22
島根県は、アシカ漁業者に対し竹島の官有地使用料を年間4円20銭に設定し、以降徴収

⑤課税等

※1916年（大正5）6月までは年間4円20銭、同年7月から年間4円70銭

1908年6月30日 アシカ漁業以外の禁止 No.14
島根県は漁業取締規則を改正し、竹島とその地先20丁以内でのアシカ漁業以外の漁業を禁止

1911年12月30日 アシカ漁業以外の禁止 No.15
島根県は漁業取締規則を改正し竹島及びその地先の指定区域でのアシカ漁業以外の水産動植物の採捕を禁止

1921年4月1日 竹島のノリやアワビの採取を許可 No.16
島根県は漁業取締規則を改正し、アシカ漁業者による竹島およびその地先指定区域でのテングサ、ノリ、ワカメ、サザエ、アワビ等の採取を許可

③産業取締、許認可（漁業関連）

官民の関係

1907年6月28日 アシカ漁業の許可願
中井養三郎らがアシカ漁業の許可願いを提出（継続分）

1910年6月25日 アシカ漁業の許可願
中井養三郎らがアシカ漁業の許可願いを提出（継続分）

1915年4月30日 アシカ漁業の許可願
中井養一（養三郎の事業継承者）らがアシカ漁業の許可願いを提出（継続分）

1906年4月30日 官有地借用願を提出
中井養三郎が官有地（竹島）の借用願いを提出。（期間は1906年6月から1911年5月までの5年間）

1910年6月25日 官有地借用願を提出
中井養三郎が官有地（竹島）の借用願いを提出。（期間は1911年7月から1916年6月までの5年間）

1915年4月30日 官有地借用願を提出
中井養三郎が官有地（竹島）の借用願いを提出。（期間は1916年7月から1921年6月までの5年間）

1920年4月29日、1921年4月2日、1926年3月17日にも官有地借用願を提出

動向、出来事

1907年
島根県が、皇太子殿下（後の大正天皇）行啓の際、「島根写真帖」（竹島を含む写真集）とアシカの皮を献上

1912年
島根県が『島根県産業要覧』に竹島について記載。『島根県案内』『島根県誌』『隠岐島誌』等にも記載（1912年～）

1934年
鳥取県水産試験場が竹島周辺海域を調査

1939年（昭和14年）

中央

1909年3月29日 竹島を隠岐島庁の管轄区域に勅令で指定 No.7
勅令で隠岐島を島庁を置く島地に指定し、竹島を隠岐島庁の管轄区域に指定
※正式に勅令によって改めて指定された

①竹島の所轄

1939年6月6日 燐鉱試掘権を許可 No.20
申請のあった竹島の燐鉱試掘願いについて、大阪鉱山監督局が許可。商工省が同年9月19日付の官報（第3813号）で公告

③産業取締、許認可（鉱業権関連）